

東京ブランドのあり方検討会設置要綱

28産労観企第826号
平成28年11月9日

(目的)

第1 東京都は、世界有数の観光都市への飛躍を目指し、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」を確立するための取組を実施している。取組内容や効果について、民間事業者や関係団体等と、東京ブランドの現状及び今後の展開の検討を行うため、東京ブランドのあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次の事項について検討を行う。
(1) 東京ブランドの取組の現状に係る事項
(2) 東京の魅力の発信のあり方に係る事項
(3) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 検討会は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。
2 検討会は、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から当該年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 検討会に座長を一名置き、座長は委員が互選する。
2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(招集)

第6 検討会は、座長が招集する。

(表決数)

第7 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(事務局)

第8 検討会の事務局は、東京都産業労働局観光部企画課とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。